

令和6年度 第1回西原町地域公共交通協議会 協議結果

1. 協議事項

- 【議題】①西原町地域公共交通協議会規約等の制定について
②副会長及び監査委員の指名について

2. 書面回答の状況

委員23名中*17名から回答あり ※協議会会長を除く
→協議会規約第7条第2項の規定に基づき過半数からの意思表示があったため協議会は成立

3. 協議結果

協議事項①については、提出のあった協議書すべてにおいて「原案のとおり承認する」との回答。協議事項②についても、提出のあった協議書すべてにおいて「承認する」との回答。よって、協議会規約第7条第3項に基づき 2件の協議事項についてはいずれも承認とする。

4. その他ご意見について

ご意見	事務局回答
・資料2第4条第2項第11号の「利用者」は漠然としているように思いました。「町内に通勤通学する者」など、よりステークを持った人に限定したほうがふさわしいように思いました。すでに議論があった上でこの表現になっているのかもしれない。	・本町の交通事情等になんらかの困りごと等を持った方が公募されることを想定しているため、利用者を限定せずに、広く公募の機会設けるためこのような記載とさせていただきました。
・資料4第4条の専決事項の例外「異例又は重要と認められる」について、どのような場合に誰が認めるのか不透明で、恣意的な運用を招き得ると思いました。「…ただし次に掲げる事項であっても、誰々が(協議会会長など)特に認めるものについては、この限りでない。」「1. 〇〇円を超える事項。2. 〇〇に影響を及ぼす可能性のある事項。」など。ここで事務局を厳しく縛る必要はないと思います。	・協議会の運営に当たり、決定事項等については、原則協議会に諮り進めていきますので、本条項が事務局の恣意的な運用とならないよう留意いたします。例外としている「異例又は重要と認められる事項」についても可能な限り協議会委員の皆様のご意見等を尊重し推進してまいります。